

◎よくある質問(物品入札)

項目	質問	回答
提出方法	提出書類は、持参可能ですか。	密接、密集を回避するためにも、 <u>市外業者は、郵送のみとします。</u> 市内業者は、持参も可能ですが、郵送提出にご協力ください。
	郵送は、消印有効ですか。	<u>消印有効とします。</u> 不備等の照会のため、早めの提出をお願いします。
	定期申請に間に合わない場合、次回の申請受付はいつになりますか。	令和5年4月1日から随時申請を受け付けます。
審査結果	審査結果は通知されますか。	個別に通知は行いません。資格審査の結果、承認された場合は、令和5年4月1日以降に市のホームページで公表します。
物品入札参加資格審査申請書 【様式第1号】	記載事項がないページは提出不要ですか。	書類不備と間違わないためにも全ページ分提出してください。
	実際の営業拠点が登記簿上住所が違う場合、どちらで申請すればよいか	実際の営業拠点の住所を記入してください。 住所が登記簿と異なる理由を記した書面（任意様式）を添付してください。
	取扱品目の欄は、空欄でもよいか	取扱品目が別記1営業種目表の例示と同じ場合は、空欄で提出してください。（大分類・中分類のコード番号の記入だけでも構いません。）
	委任する場合、申請者は委任者、受任者のどちらになりますか。	委任者になります。
	契約実績一覧表は、官公庁の実績のみ対象ですか。また、契約実績がない場合は、空欄で構いませんか。	官公庁の実績のみ記載してください。対象は、物品に係るものに限り ます。 <u>業務委託（役務の提供）や建設工事は、記入対象外です。</u> 契約実績がない場合は、「該当なし」と記載してください。
	契約実績は営業年度2年間分すべて記載しなければなりませんか。また、実績が分かる資料もすべて添付する必要がありますか。	主な契約実績のみの記載で構いません。また、添付資料についても主な実績が分かるもののみで構いません。
	契約実績が分かる添付資料とはどのようなものですか。	契約内容が確認できるもの（契約書の写し、請求書の写し等）を添付してください。 <u>糸魚川市との契約は、添付を省略することができます。</u>
契約実績が分かる添付資料として、契約書の写しを添付する場合、契約の相手方部分は黒塗りしたもので構いませんか。	業務上守秘義務がある部分については、黒塗りしたもので構いません。	
財務諸表	財務諸表は何年度分が必要ですか。	直前の営業年度にかかるもので1年分提出してください。
納税証明書	納税証明書は何年度分が必要ですか。	市税の場合は申請日直前までに納期限を経過した年度1年分、国税の場合は、これまですべての未納なしの証明となりますので、年度指定はありません。 中間納付している場合は、直近一年度分の未納が分かれば直近のもので構いません。
	市税の納税証明書は何の税目が必要ですか。	課税されている全ての税目が必要です。（市県民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む)、国民健康保険税、軽自動車税等）
	市内業者ですが、国税の納税証明書は必要ですか。	必要ありません。市税の納税証明書又は市税納税状況確認承諾書【様式第2号】のみ提出してください。
	市外業者ですが、市税の納税証明書の提出は必要ですか。	糸魚川市に納税義務がある方は必要となります。納税証明書又は市税納税状況確認承諾書【様式第2号】を提出してください。
	国税の納税証明書はどのようなものですか。	税務署が発行する未納の税額がないことの証明で、法人の場合は「その3の3」、個人の場合は「その3の2」となります。
非課税の場合、どうしたらいいですか。	市税の場合は、市税納税状況確認承諾書【様式第2号】を提出してください。 国税の場合は、「非課税証明書」を提出してください。	
登記事項証明書	登記事項証明書は何を提出したらよいですか。	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。
	委任先の支店が登記されていませんが、申請できますか。また、申請できる場合、登記事項証明書の提出は必要ですか。	登記は必須条件としないので、申請できます。この場合、本店登記内容を確認しますので、登記事項証明書を提出してください。

項 目	質 問	回 答
市内営業所実態届 【様式第4号】	市内業者の資格要件で「事務所として認識されるような看板の設置があること」とありますが、看板とはどのようなものですか。	建物外部からみて事務所として認識されるような看板を意味します。 (建物内部のみの看板の場合、要件を満たしていません)
使用印鑑届【様式第6号】	使用印鑑届は提出が必要ですか。	入札、契約、請求等で常に実印を使用する方は、提出不要です。 実印と異なる印鑑を使用したい方は、提出が必要です。
委任状兼使用印鑑届 【様式第7号】	委任先は複数でも可能ですか。	委任先は、1箇所のみとします。
	委任する場合は、この様式は必要ですか。	委任する場合は、必ず委任状兼使用印鑑届を提出してください。
	委任状兼使用印鑑届を提出する場合、使用印鑑届【様式第6号】は提出必要ですか。	提出不要です。
	委任状だけを届け出たいが、どのようにすればよいか。	委任状だけを届出たい場合も、委任状兼使用印鑑届【様式第7号】を提出してください。
物品入札参加資格承継申請書 【様式第8号】	会社が他の会社と合併（又は分割）するのですが、どのような手続きが必要になりますか。	申請要領の5ページに承継申請に必要な書類を記載しています。
記載事項変更届 【様式第9号】	営業種目を追加したいのですが、どのように届け出ればよいですか。	営業種目を追加する場合は、記載事項変更届により提出してください。 変更後の欄に新しく追加したい品目と分類コードを記載してください。 なお、変更前の欄は空欄で構いません。